| | 日号外 | ページ |
|---|---|---|
| 一二　大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する件 | 三一 19 | 八八 |
| 一三　高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件の一部を改正する件 | 三一 19 | 八八 |
| **○文　化　庁** | | |
| 一　著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件 | 九 | 二 |
| 二　国宝を管理すべき団体として長浜市を指定する件 | 一五 7 | 二 |
| 三　著作者の実名登録の件 | 一八 10 | 五 |
| **○厚生労働省** | | |
| 一　医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件 | 八 | 六 |
| 二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件 | 八 3 | 六 |
| 三　厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件 | 八 3 | 六 |
| 四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件 | 一〇 | 六 |
| 五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件 | 一〇 | 六 |
| 六　動態調査の調査票の様式の一部を改正する件 | 一〇 5 | 一 |
| 七　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件の一部を改正する件 | 一一 | 五 |
| 八　組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件 | 二一 | 二 |
| 九　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 | 二二 12 | 三九 |
| 一〇　食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件 | 二二 12 | 五七 |
| 一一　墜落制止用器具の規格 | 二五 | 二 |
| 一二　労働施策基本方針 | 二八 16 | 三云 |
| 一三　平成三十一年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を定める件 | 二九 17 | 一一 |
| 一四　健康保険法施行規則附則第一条の七の規定により読み替えられた同令第百三十五条の二の二第二項第一号及び第百三十五条の七第一号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める額 | 三〇 | 七 |
| 一五　健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件 | 三〇 | 七 |
| 一六　健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率 | 三〇 | 七 |
| 一七　健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率 | 三〇 | 七 |
| 一八　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき平成二十七年度、平成二十八年度及び平成二十九年度の全ての都道府県に係る年齢階層に属する被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数を定める件 | 三〇 | 七 |
| 一九　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第五項第二号の規定に基づき平成三十一年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件 | 三〇 | 八 |
| 二〇　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十条第三項第二号の規定に基づき平成三十一年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件 | 三〇 | 八 |
| 二一　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十一条第三項第二号の規定に基づき平成三十一年度における全ての都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件 | 三〇 | 八 |
| 二二　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件 | 三一 19 | 八九 |
| **○農林水産省** | | |
| 一　保安林の指定をする件 | 四 | 一 |
| 二　保安林の指定を解除する件 | 四 | 三 |
| 三　登録検定機関の業務を廃止する件 | 四 | 四 |
| 四　保安林の指定を解除する件 | 七 | 一 |
| 五　保安林の指定施業要件を変更する件 | 七 | 二 |
| 六　肥料の登録の有効期間を更新した件 | 七 | 三 |
| 七　生産業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件 | 七 | 七 |
| 八　保安林の指定施業要件を変更する件 | 八 | 六 |